

株 式 会 社 明 治

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：株式会社明治
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第3分科会
業 種：食品
- (3) 資 本 金：336.46億円
従業員数：11,269人（連結）
6,526人（単体）
（平成24年3月31日現在）

(4) 営業品目

- ① 菓子事業：菓子（チョコレート、ガム、グミ・キャンディ、スナック、ビスケット）、アイスクリーム、デザート等の製造及び販売
- ② 乳製品事業：市乳（飲用牛乳、乳飲料、発酵乳）、粉乳、バター、チーズ、飲料等の製造及び販売
- ③ 健康・栄養事業：スポーツ栄養（ヴァーム、ザバス）、美容健康に関する食品（アミコラ）、流動食、介護食等の製造及び販売、スポーツクラブの経営等

(5) 企業理念（グループ理念）

2009年4月「明治製菓」と「明治乳業」は食と健康へのニーズの変化に対応し、より大きな成長機会を獲得するために共同持株会社「明治ホールディングス(株)」を設立し、新生「明治グループ」として新たな一歩を踏み出しました。

この明治グループ共通の企業理念は、『私たちの使命は、「おいしさ・楽しさ」の世界を拡げ、「健康・安心」への期待に応えてゆくこと。私たちの願いは、「お客さまの気持ち」に寄り添い、日々の「生活充実」に貢献すること。私たち明治グループは、「食と健康」のプ

ロフェッショナルとして、常に一歩先を行く価値を創り続けます。』

であり、企業価値の継続的な向上を図っていく「明治グループ」の姿勢を表現しています。

- (6) ブランドマーク（CIマーク）とグループスローガン



このブランドマークは、グループ理念を象徴するマークで、「i j i」の造形には、人びとが寄り添い支えあう姿を、「e」の造形には、その人びとに向かい微笑んでいる姿を託しています。ブランドカラーはレッドで、躍動感や生命のよろこびを感じさせる色であり、人が生まれて最初に知る色といわれています。赤ちゃんからお年寄りまで、あらゆる世代の人びとのそばにあって、愛され続ける存在でありたいという思いがこめられています。

そして、グループスローガンの「明日をもっとおいしく」は、明治グループが「おいしさ・楽しさ・健康・安心」の世界で、お客さま一人ひとりの、おいしくて健やかな日々の生活に貢献したい、身近な存在であり続けたいという姿勢を宣言するものです。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織図上の位置及び名称

社長直轄組織で名称は知的財産部です。

(2) 構成及び人員

商標G（本社 東陽町）、特許1G（鶴ヶ島）、特許2G（小田原）の総勢約20名で全社の知的

財産権に係る業務を担当しています。

(3) 沿革

「明治製菓」と「明治乳業」の知財部門は、それぞれ創業以来90有余年、部署の名称は変遷してきたものの、本社と研究所とが連携して特許・実案・意匠・商標に関する業務を行ってきました。

そして、2011年4月の明治グループ内の事業再編により、明治乳業と明治製菓の食品部門とが合体して食品事業会社である(株)明治が発足し、同時に両社の知的財産担当部署を統合して、現在の(株)明治 知的財産部が誕生しました。

3. わが社の知的財産活動

部が発足して約2年が経過しましたが、組織としての一体感の醸成に気を配りながら、業務の特性と旧組織の良いところを勘案して、本社(東陽町)と研究所(小田原、鶴ヶ島)に分散した体制で知財活動を行っています。

(1) 発明の発掘・育成・展開

研究所に常駐することで研究企画部署と情報交換を緊密に行い研究・開発テーマの進捗状況にアンテナを張り、加えて研究者との日常的なコミュニケーションにより、発明を少しでも早い段階で顕在化させ、その後の育成展開につなげ有用性の高い特許出願を目指しております。

(2) パテント推進委員会

研究所の各部署からパテント推進委員を選出してもらい月一回のペースで委員会を開催しています。この委員会では、知的財産部から特許に係る情報提供と調査能力向上につながる手法を伝授しております。そして、各委員の方には職場に戻ってまわりの方に、それら情報や手法を伝播していただき、研究所全体の底上げを図り、懸案の特許や参考となる特許を発見しやすい体制作り努めています。

(3) 知財検討会議

種々の要因から知財費用が増加傾向にあり費

用の適正化に向け検討しております。特に費用が高む外国出願の要否、PCT出願の移行国の選定、権利維持要否などについては、関係各部から選出した委員による会議体で審議しております。

(4) 特許・商標検討会

「三人寄れば文殊の知恵」を合言葉に、特許と商標別々に部員の能力向上のための部内勉強会を開催しております。

持ち回りの担当者が話題提供して参加者の周知を集めて解決策を見出す機会にしたり、テーマを設定して社外講師の方に講演をお願いし、それをもとに議論することで専門性に磨きをかけています。

4. 今後の計画

2011年7月に発明報償制度を制定し4月に遡って、「出願」、「登録」及び「実施」の各報償を開始しましたが、当社の報償制度では、特に事業に貢献した発明に対する「実績報償」があります。事業や製品毎の不公平感の少ない方法を模索し、対象となる発明の選定基準や報償金額の決定方法などの検討に手間取り、これまで実施しておりませんでした。本年3月に決定機関である発明委員会を開催することとなり、ようやく発明報償制度の完全施行となります。

この他の計画としては、詳細は省きますが下記のことについて、今後検討実施していきたいと考えております。

- (1) 特許、商標管理データベースの統合と更なる活用
- (2) 保有知財の活用促進
- (3) 特許権、意匠権、著作権等を活用したブランド保護の推進
- (4) 新しい商標への対応準備
- (5) 工場、支社、関連社への知財教育の拡充

(原稿受領日 2013年2月14日)